歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の一部を 改正する省令について

> 平成19年1月 医政局歯科保健課

1. 改正の趣旨

平成18年4月より歯科医師臨床研修制度が必修化されたことを踏まえ、臨床研修 修了者が臨床研修を修了した旨の歯科医籍の登録を受けようとするための手続等を定 めるもの。

2. 改正の内容

- 〇 単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設の管理者は、臨床研修を修了した者に対して臨床研修修了証を交付したときは、交付日から起算して1ヶ月以内に、修了者の氏名及び生年月日を記載した一覧表を厚生労働大臣に提出しなければならないものとすること。
- 臨床研修を修了した旨の歯科医籍の登録を受けようとする者は、申請書に臨床研 修修了証及び歯科医師免許証の写しを添え、厚生労働大臣に提出しなければならな いものとすること。
- O 臨床研修修了登録証の書換交付を受けようとする者は、申請書に臨床研修修了登録証及び歯科医師免許証の写しを添え、厚生労働大臣に提出しなければならないものとすること。
- 臨床研修修了登録証の再交付を受けようとする者は、申請書に歯科医師免許証の 写しを添え、厚生労働大臣に提出しなければならないものとすること。
- 臨床研修施設群の臨床研修施設の構成に変化がある場合には、当該臨床研修施設 群に係る臨床研修施設の全部又は一部の指定を同時に取り消すことができるものと すること。

3. 施行日

平成19年4月1日

(平成 19 年 2 月 23 日厚生労働省令第 10 号)